

指導要綱等の届出の一部がオンラインでできます

下記の届出書について、本市まちなみ整備部開発指導課のメール (b131800@city.hachioji.tokyo.jp) まで、対象の届出書を添付して送信してください。

1 メールによる届出が可能な手続き

(1) 宅地開発指導要綱

- ①事前・同意協議取下書
- ②工事完了届（完了に伴う検査状況調書含む）

(2) 集合住宅等建築指導要綱

- ①事前協議取下書
- ②工事完了届（完了に伴う検査状況調書含む）

2. その他

上記届出については、従前通り紙での提出でも受付可能です。

※メール送信前には、電話にて連絡を入れてください。

【お問い合わせ先】

八王子市まちなみ整備部開発指導課

電話：042-620-7261（直通）

E-mail：b131800@city.hachioji.tokyo.jp